

## 全国的な学力調査のC B T化検討プロジェクトチームの設置について（案）

令和3年7月〇日

全国的な学力調査に関する専門家会議決定

## 1. 趣旨

全国的な学力調査のC B T化について、「全国的な学力調査のC B T化検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）の最終まとめ（令和3年7月16日）を踏まえ、さらに詳細に調査設計等について検討を行うため、同ワーキンググループに「全国的な学力調査C B T化検討プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

プロジェクトチームは、それぞれの調査の目的に即して、主に以下の事項について、専門的・技術的観点から具体的な検討を行う。また、検討状況についてはワーキンググループに適宜報告を行うものとする。

（悉皆調査プロジェクトチーム）

- （1） 問題設計及び結果分析等の在り方
  - （2） 試行・検証の評価及び課題の改善に向けた検討（※）
  - （3） 児童生徒質問紙調査の全面オンライン化
  - （4） 合理的配慮の在り方（※）
  - （5） その他必要な事項
- （※） 経年調査プロジェクトチームと連携

（経年調査プロジェクトチーム）

- （1） 次回調査の実施に向けた課題の整理
- （2） 保護者調査のオンライン化に関する検討
- （3） 国際学力調査の動向を踏まえたさらに効率的な測定手法の検討
- （4） その他必要な事項

## 3. 構成員

専門家会議座長の了解を得て、ワーキンググループ主査が指名する。

## 4. 実施期間

令和3年 月 日から令和5年3月31日までとする。

## 5. その他

このプロジェクトチームに関する庶務は、総合教育政策局調査企画課及び国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部学力調査課において行う。

## 全国的な学力調査に関する専門家会議の運営について (案)

令和3年7月〇日  
全国的な学力調査に関する専門家会議決定

「全国的な学力調査に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を適切かつ円滑に進めるために以下の事項について定める。

（議事）

第一条 座長は、専門家会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長に事故があるときは、専門家会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第二条 専門家会議に、専門家会議の決定により、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属する委員及び主査は、座長が指名する。

3 主査は、ワーキンググループの会議の議長となり、議事を運営する。

4 主査に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 座長は、ワーキンググループの会議に参加することができる。

（プロジェクトチーム）

第三条 ワーキンググループに、専門家会議の決定により、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに属する委員は、座長の了解を得て、ワーキンググループの主査が指名する。

3 座長及びワーキンググループの主査は、プロジェクトチームの会議に参加することができる。

（書面による議決）

第四三条 専門家会議（ワーキンググループ及びプロジェクトチームを含む。以下同じ。）の座長（ワーキンググループ及びプロジェクトチームに関するときは、当該ワーキンググループの主査。以下同じ。）は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って専門家会議の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、専門家会議の座長は次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第五四条 専門家会議の会議は、原則として公開する。ただし、非公開情報等を用いて検討する場合等、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、会議を非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第六五条 専門家会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局調査企画課の登録を受けることとする。

2 前項の登録を受けた者（第四項において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、又は録画することができる。

3 会議の撮影、又は録画を希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影又は録画は、次に掲げるところによるものとする。

一 会議の撮影又は録画に際しては、会議の進行を妨げとにならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。

二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

4 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

（会議資料の公開）

第七六条 会議資料は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場

合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第八七条 専門家会議の議事概要は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第九八条 上記に定めるもののほか、専門家会議の議事の手続その他専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が専門家会議に諮って定める。